

返戻金制度について

当社は、当社の紹介した求職者が就職後6か月以内に自己の責めに帰すべき事由により退職した場合、次の通り人材紹介料を返戻する制度を設けています

ただし、求人者との個別の契約において、次の条件とは異なる取決めを行う場合がございます。

- | | |
|------------------|-----------|
| ①入社後1か月以内に退職 | 人材紹介料の80% |
| ②入社後1か月超3か月以内に退職 | 人材紹介料の50% |
| ③入社後3か月超6か月以内に退職 | 人材紹介料の30% |

以上